

受付印 				通 信 日 付 印 錐 認 印 整 理 番 号 申 告 分 類 管 理 番 号 申 告 分 類 <small>※ 処理事項</small>				
年 月 日 村 田 町 長 殿				法 人 番 号 申 告 年 月 日 年 月 日				
所 在 地 <small>本市町村が支店等の場合に本店所在地と併記</small> (電話)				1. 法人税の年月日 の修正申告書の提出による 2. 法人税の年月日 の更正・決定・再更正による この申告の基礎 事 業 種 目				
(ふりがな) 法人名				期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 又は出資金の額 期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 及び 資本準備金の額の合算額				
(ふりがな) 代表者 氏名				経理責任者 氏 名 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額				
年 月 日 から 年 月 日 まで の 連 結 事 業 年 度 分 の 市 镇 村 民 税 の 事 業 年 度 分 又 は 摘 要				申 告 書 ※ <small>支 人 税 制 領 域 要求(△)</small>				
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額				① ()	課 稅 標 準 <small>十億 百万 千 円 百萬 千</small>			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額				②				
還付法人税額等の控除額				③				
退職年金等積立金に係る法人税額				④				
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④				⑤	0 0 0			
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額				(⑤ 22) × ②	⑥	0 0 0		
市町村民税の特定寄附金税額控除額				⑦				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				⑧				
外国の法人税等の額の控除額				⑨				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額				⑩				
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩				⑪				
既に納付の確定した当期分の法人税割額				⑫				
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				⑬				
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬				⑭				
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数				⑮	月	円 × $\frac{15}{12}$	⑯	
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額							0 0	
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑯							0 0	
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑭+⑯							0 0	
⑯のうち見込納付額							0 0	
差 引 ⑯-⑯							0 0	
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 名 称 事務所、事業所又は寮等の所在地				分 割 基 準 <small>当該市町村分の均等割の税率適用区分 左のうち当該市町村分の従業者数 に用いる従業者数 入 人</small>				
合 計				⑯ 人 ⑯ 人 ⑯				
指場定合 都の市 にの申 告算 する				区 名 区 月 数 従 業 者 数 均 等 割 額 人 円 0 0				
決 算 確 定 の 日 年 月 日 解 散 の 日 年 月 日 疾 会 財 産 の 最 後 の 分 期 又 は 引 渡 し の 日 年 月 日 法 人 税 の 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額 又 は 連 帯 資 本 金 等 の 額 この 申 告 が 中 間 申 告 の 総 合 の そ の 計 算 期 間 年 月 日 か ら 年 月 日 ま で 還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 及 び 支 払 方 法 銀 行 支 店 口 座 番 号 (普 通 ・ 当 座)				法 人 税 の 申 告 書 の 種 類 背 色 そ の 他 署 期 の 中 間 申 告 の 要 否 法 人 税 の 申 告 期 限 の 延 長 の 处 分 の 有 無 有 無				
還 付 請 求 税 額 十 億 百 万 千 円				法 第 15 条 の 4 の 徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 税 額				
関 与 税 理 士 (電 話)				第二十九号様式 (提出用)				

非分割の場合も従業者数は必ず記入してください